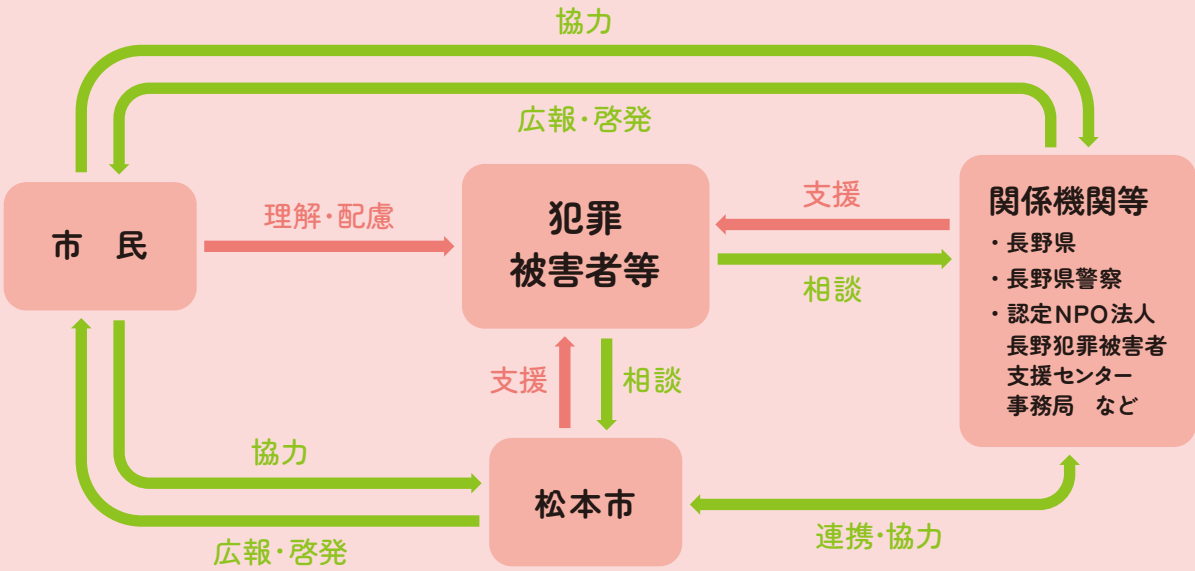


犯罪被害にあわれた方へ

犯罪被害の軽減及び回復のため、本市をはじめとした関係機関等が連携して支援を行います。ひとりで悩まず、ご相談ください。

犯罪被害者等支援のしくみ



名称	電話番号	受付時間
相談窓口 認定 NPO 法人 長野犯罪被害者支援センター事務局	長野 026-233-7830	10:00～16:00 (土・日・祝日を除く)
	中継 0263-73-0783	
性暴力被害者支援センター 「りんどうハートながの」	#8891 または 026-235-7123	24 時間対応

条例に基づく主な支援施策

- 1
犯罪被害者等
支援総合窓口

犯罪被害にあわれた方などからの相談に対応し、各種支援制度の情報提供や関係機関等を紹介します。
- 2
カウンセリング
費用の助成

犯罪被害による心理的外傷や深刻な精神的不調に対する臨床心理士等によるカウンセリング費用を助成します。

上限 5 千円／回
(10 回まで)
- 3
日常生活支援
サービスの利用

犯罪被害により家事や外出が困難になるとともに、自発的に支援を求めることが困難な犯罪被害者等に対し、障害者総合支援法の相談支援事業所との契約のもと、相談支援サービスを提供します。(半年毎にモニタリング)
※松本市独自の伴走型支援制度
- 4
支援金の
支給

犯罪被害により亡くなられた方のご遺族や、重傷病を負った被害者本人に対して支援金を支給します。

遺族支援金：30 万円
重傷病支援金：10 万円
- 5
裁判等費用の
補助金

刑事裁判や民事裁判に出席するための旅費、裁判所に支払う資料請求費用、裁判にあたり弁護士等に相談する費用の実費について、判決確定後に補助します。加害者側から支払いがあれば対象外になります。

裁判等費用補助金：
上限 10 万円(1 回まで)

※2～5は人の生命や身体を害する罪に当たる故意の犯罪行為による死亡や重傷病の被害が対象となります。
その他要件がありますので、詳細は下記問い合わせ先までご相談ください。

問い合わせ
相談先
松本市 人権共生課
〒390-0811 長野県松本市中央1丁目18番1号 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※祝日・年末年始を除く
Tel:0263-39-1105 Fax:0263-37-1153 E-mail:kyousei@city.matsumoto.lg.jp

あなたの痛みをひとりにしない。
私たちがそばにいます。

～犯罪被害にあわれた方やそのご家族を社会全体で支えましょう～



令和 6 年 6 月 27 日施行

松本市犯罪被害者等支援条例

多くの人が犯罪被害について他人事のように考えてしまいがちですが、誰もある日突然、犯罪被害にあう可能性があります。
犯罪被害にあわれた方やそのご家族(犯罪被害者等)を社会全体で支え、市民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため「松本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

本条例の詳細はこちらから松本市ホームページをご覧ください。



松本市犯罪被害者等支援条例

「犯罪被害者等」とは、犯罪等※の被害にあわれた方やそのご家族です。
犯罪被害者等は以下のような状況に置かれます。

※犯罪等…犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

例：殺人、強盗、暴行・傷害、強姦性交等、強制わいせつ、DV、ストーカーなど

犯罪被害者等が置かれる状況

生活上の問題

- 心身への影響
(精神的ショックや身体的不調)
- 経済的な困窮
(生計維持者を失う、失職・転職、医療費・介護費用の負担、転居費用の負担など)

直接的被害

- 生命を奪われる、家族を失う
- ケガや障がいを負う
- 財産を奪われる

再被害

- 加害者からの更なる被害への不安や恐怖

二次被害

- 周囲の心ない言動、偏見、誹謗中傷、過剰な取材等による精神的苦痛

捜査・裁判への対応

- 精神的・時間的・身体的な負担や苦痛
- 訴訟・弁護士費用の負担など

犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復並びに生活の再構築を図るため、本市は以下の基本理念にのっとり支援に取り組めます。

条例の基本理念

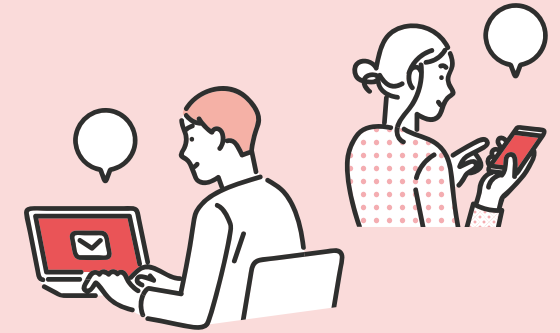
- ①犯罪被害者等の個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います。
- ②犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、その置かれている状況や事情に応じ、適切に支援を行います。
- ③犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いに留意し、二次被害及び再被害が生じることのないよう十分配慮して支援を行います。
- ④犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援を途切れることなく提供します。

市民の皆様は、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないようにするほか、二次被害が生じないよう十分配慮するなど、犯罪被害者等の支援にご協力をお願いします。



二次被害について

直接的な犯罪被害を受けた後に、他者の無理解や配慮に欠ける言動、偏見、差別、プライバシーの侵害、インターネット等を通じた誹謗中傷、過剰な取材などにより、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失などの被害をいいます。



市民の皆様へお願いしたいこと

- ・被害前と同じように犯罪被害者等と接してください
- ・犯罪被害者等の話をじっくり聴き、気持ちに寄り添ってください

犯罪被害者等の言葉や行動を否定せず「つらかったね」、「あなたは悪くないよ」など、気持ちに寄り添った言葉をかけてください。ただ一緒にいて話を丁寧に聞くだけでも支えになります。



こんな言葉に気をつけましょう

以下のような言葉は犯罪被害者等を傷つけてしまうおそれがあります。

- そのとき〇〇していればよかったのに
- 命が助かっただけでもよかったと思わないと
- 他にもっと大変な目にあった人がある
- 時間が解決してくれるよ
- あなただけが苦しいわけではないよ



また、SNSなどへの犯罪被害者等に関する投稿などは噂や誹謗中傷につながるおそれがあります。犯罪被害者等の心情に配慮し、控えてください。